

平成29年2月15日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町個人情報保護審査会
会 長 石 賀 孝 司

琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業に係る個人情報の
本人以外からの収集の可否について（答申）

平成29年2月9日付け発総第22号で諮問のあったこのことについては次
のとおりであります。

記

- 1 琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業の実施に伴い、家
族等から行方不明となる可能性のある認知症高齢者等の個人情報(氏名、身
体的特徴、本人写真等)を本人以外から収集することについては、可とする。
- 2 事前登録にあたっては、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人
情報を利用目的以外に利用しないことを徹底するほか、漏洩防止や適正管
理について徹底すること。